

第三 地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 鉄鋼モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、JIS A 五五二四(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))―一九九四、JIS A 五五〇四(ワイヤラス)―一九九四又はJIS A 五五〇五(メタルラス)―一九九五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。

四・五 (略)

附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十六号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件(平成十七年国土交通省告示第五百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

改正後

第一 建築基準法施行令(以下「令」という)第三百三十七条の二第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という)第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算又は令第八十一条第二項第一号ロに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合にあつては、第一号)に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。
イ 法第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の三第三号の規定に適合すること。
ロ・ハ (略)

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。
イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第九号に定める基準(増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根瓦(増築又は改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離しているものに限る。)であつて、軒及びびげらばから二枚通りまでが一枚(ことに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おき)ことに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれていますものにあつては、同告示第一第三号に定める基準を除く。)に適合すること。

改正前

第一 建築基準法施行令(以下「令」という)第三百三十七条の二第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号(法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合にあつては、第一号)に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。
イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という)第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の三第三号の規定に適合すること。
ロ・ハ (略)

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。
イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第九号に定める基準に適合すること。

第三 地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 鉄鋼モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本産業規格(以下「JIS」という)A 五五二四(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))―一九九四、JIS A 五五〇四(ワイヤラス)―一九九四又はJIS A 五五〇五(メタルラス)―一九九五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。

四・五 (略)